

令和2年海審第5号

裁 決  
漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a 1  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士  
補 佐 人 7人  
受 審 人 b 1  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
補 佐 人 3人

本件について、海難審判所は、理事官福島正人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。  
受審人 b 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和2年2月29日14時15分  
長崎県壱岐島北方沖合

## 2 船舶の要目

|           |                |                |      |
|-----------|----------------|----------------|------|
| 船 種       | 船 名            | 漁船A            | 遊漁船B |
| 総 ト ン 数   | 1 9 トン         |                |      |
| 登 録 長     | 1 9 . 0 9 メートル | 1 1 . 9 8 メートル |      |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関        | ディーゼル機関        |      |
| 出 力       |                | 2 8 0 キロワット    |      |
| 漁船法馬力数    | 7 3 6 キロワット    |                |      |

## 3 事実の経過

Aは、船体のほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方に右舷側から機関遠隔操縦装置、1号レーダー、GPSプロッター、2号レーダー及び魚群探知機をそれぞれ装備したいか一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年2月29日13時55分長崎県勝本港を発し、壱岐島北東方沖合約20海里の漁場に向かった。

a2船長は、1号レーダーを3海里レンジ及び2号レーダーを1.5海里レンジでそれぞれ作動させて出港操船に当たり、14時07分少し前沖ノトン瀬灯標から100度（真方位、以下同じ。）220メートルの地点で針路を010度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分800にかけ、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として操船をa1受審人に委ね、操舵室後部の床で休息した。

ところで、a1受審人は、舵輪後方に立った姿勢で前方を見ると、船首構造物により、正船首から左右両舷側にそれぞれ約10度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、操舵室両舷側の窓から顔を外に出して船首死角を補う見張りを行っていたものの、正船首方を見通すことができないことから、目視とレーダー

を併用して船首死角を補う見張りを行っていた。

a 1 受審人は、a 2 船長から操船を引き継いだとき、操舵室両舷側の窓から周囲を一見して他船を見掛けず、1 号及び2 号の両レーダー画面を見たところ、画面に雨及び波浪による映像が表示されていたので、レーダーによる見張りを行いながら、海面反射及び雨雪反射両除去装置の調整（以下「レーダー調整」という。）を開始した。

1 4 時 1 2 分 a 1 受審人は、沖ノトン瀬灯標から 0 1 9 度 1, 4 3 0 メートルの地点に達したとき、正船首 8 3 0 メートルのところに B を視認することができ、同船が船尾から約 3 0 メートル離れたところにオレンジ色ブイを浮かべ、船首を西方に向けたまま移動しないことから漂泊していることが分かり、その後 B に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船長から操船を引き継いだとき、操舵室両舷側の窓から周囲を一見して他船を見掛けなかったため、周囲に航行の支障となる船舶はいないものと思い、操舵室両舷側の窓から顔を外に出して前方を見たり、船首を左右に振ったりするなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに進出した。

こうして、a 1 受審人は、B を避けずに続航し、1 4 時 1 5 分沖ノトン瀬灯標から 0 1 6 度 1. 2 4 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の左舷中央部に前方から 5 8 度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力 3 の北東風が吹き、視界は良好で、潮候は下げ潮の初期であった。

また、B は、船体のほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方に右舷側から機関遠隔操縦装置、レーダー及び G P S プロッターをそれぞれ装備し、汽笛を備えた F R P 製遊漁船で、b 1 受審人

が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日05時00分福岡県岐志漁港を発し、壱岐島北方沖合約7海里の釣り場に向かった。

b 1 受審人は、07時00分予定の釣り場に到着して遊漁を行ったものの、期待した釣果が得られなかったことから、13時00分衝突地点付近の釣り場に移動し、船尾から傘部の直径が12メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入して張り索に連結した直径18ミリメートル（以下「ミリ」という。）の合成繊維製引き索を20メートル、同アンカーの頂部と連結索でつながれた直径40センチメートルの円筒形のオレンジ色ブイに連結した直径16ミリの同製引揚げ索を30メートルそれぞれ延出して船尾両舷側に備えた2本のステンレス製スタンションにそれぞれ係止し、機関を停止して船首を南西方に向け、遊漁のため漂泊を開始した。

b 1 受審人は、釣り客が前部甲板の両舷にそれぞれ2人、後部甲板の右舷側に1人に分かれて釣りを行う状況下、レーダーを休止状態としてGPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、操舵室において見張りに併せ、釣り客の様子を見ながら漂泊を続けた。

b 1 受審人は、14時00分頃移動後の釣り場で初めて釣り客の竿に魚がかかり、たも網で魚の取り込みを手伝い、やっとの釣果であったので、操舵室に戻ってからも同客が仕掛けを交換する様子を見続け、14時12分衝突地点で、船首が248度を向いていたとき、左舷船首58度830メートルのところにAを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに対して警告信号を行うことも、更に接近しても、シーアンカーの引き索を放し、機関を使用して移動するなど、衝

突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b 1 受審人は、1 4 時 1 5 分少し前前部甲板の左舷側の釣り客が手を振りながら大声を上げたのに気付き、左舷至近に迫った A を認めたものの、どうすることもできず、B は、船首が 2 4 8 度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首船底外板に亀裂及び擦過傷を生じたが、のち修理され、B は、左舷中央部船側及び船底外板に割損を生じるとともに転覆し、船体は解体された。また、B の釣り客 b 2 及び同 b 3 が溺水により死亡し、他の釣り客 3 人が肋骨多発骨折、溺水後肺炎、低体温症等をそれぞれ負い、b 1 受審人が頭部挫傷等を負った。

#### （航法の適用）

本件は、壱岐島北方沖合において、航行中の A と漂泊中の B とが衝突したものである。

本件発生海域には、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、海上衝突予防法第 3 8 条及び第 3 9 条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### （原因及び受審人の行為）

本件衝突は、壱岐島北方沖合において、航行中の A が、見張り不十分で、漂泊中の B を避けなかったことによって発生したが、B が、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 1 受審人は、壱岐島北方沖合において、漁場に向けて航行する場合、

船首死角が生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、操舵室両舷側の窓から顔を外に出して前方を見たり、船首を左右に振ったりするなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船長から操船を引き継いだとき、操舵室両舷側の窓から周囲を一見して他船を見掛けなかったので、周囲に航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bの釣り客2人を死亡させ、同釣り客3人及びb 1 受審人が負傷する事態を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

b 1 受審人は、壱岐島北方沖合において、遊漁を行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操舵室で釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、シーアンカーの引き索を放し、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、前示の事態を生じさせるに至った。

以上のb 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月28日

海難審判所

審判官 福島 千太郎

審判官 山 岸 雅 仁

審判長審判官河野守は、差し支えにつき署名押印することができない。

審判官 福島 千太郎